

## 野木町入札制度検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 野木町が発注する公共工事等の入札制度について、透明性、公正性及び競争性の向上が図れる制度を検討するため、野木町入札制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、入札制度等の改善に関する事項について審議し、野木町長(以下「町長」という。)に提言を行うものとする。

### (委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

町内に居住する者 4人以内

学識経験者 4人以内

2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から適用する。